

# 四半期報告書

(第10期第2四半期)

株式会社 **みなと銀行**

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	4
3 【関係会社の状況】 .....	4
4 【従業員の状況】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	5
2 【経営上の重要な契約等】 .....	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	18
第4 【提出会社の状況】 .....	19
1 【株式等の状況】 .....	19
2 【株価の推移】 .....	21
3 【役員の状況】 .....	22
第5 【経理の状況】 .....	23
1 【中間連結財務諸表】 .....	24
2 【その他】 .....	61
3 【中間財務諸表】 .....	62
4 【その他】 .....	81
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	82

中間監査報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月27日

【四半期会計期間】 第10期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社みなと銀行

【英訳名】 THE MINATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 藪本信裕

【本店の所在の場所】 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

【電話番号】 神戸(078)331-8141(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 小原泰樹  
総務部長

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号  
株式会社みなと銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)5200-0666

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 吉田裕康

【縦覧に供する場所】 株式会社みなと銀行大阪支店  
(大阪府中央区瓦町4丁目2番14号 瓦町ビル6階)

※株式会社みなと銀行東京支店  
(東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	36,494	40,881	38,109	75,703	81,610
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	5,940	6,958	△3,219	12,153	8,770
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	3,449	3,726	△4,505	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	6,948	5,757
連結純資産額	百万円	91,188	101,658	94,470	100,073	99,852
連結総資産額	百万円	2,727,459	2,786,652	2,812,343	2,749,716	2,810,282
1株当たり純資産額	円	235.87	245.37	228.56	241.37	241.29
1株当たり中間純利益 金額 (△は1株当たり中間純 損失金額)	円	9.01	9.07	△10.97	—	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	17.75	14.02
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	3.30	3.61	3.33	3.60	3.52
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.13	9.56	9.37	9.45	9.72
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△90,332	△13,349	52,919	△34,472	△21,273
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	39,160	3,384	△64,030	△1,630	10,101
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	8,468	△1,642	△1,642	13,561	△1,645
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	41,490	50,041	36,069	61,651	48,821
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,237 [854]	2,297 [893]	2,396 [931]	2,204 [858]	2,289 [897]

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

- 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。  
なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 6 平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	32,464	36,794	35,233	67,698	73,587
経常利益 (△は経常損失)	百万円	4,884	6,211	△2,814	10,368	7,342
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	2,682	3,084	△3,573	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	5,577	4,229
資本金	百万円	24,908	27,484	27,484	27,484	27,484
発行済株式総数	千株	382,940	410,940	410,940	410,940	410,940
純資産額	百万円	90,840	100,137	93,360	99,071	97,625
総資産額	百万円	2,713,883	2,771,221	2,797,973	2,734,648	2,794,620
預金残高	百万円	2,471,174	2,530,554	2,584,293	2,497,261	2,555,795
貸出金残高	百万円	2,159,961	2,205,637	2,240,765	2,179,688	2,236,307
有価証券残高	百万円	377,086	393,117	445,059	399,731	383,950
1株当たり配当額	円	—	—	—	4.00	4.00
自己資本比率	%	3.34	3.61	3.33	3.62	3.49
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.12	9.56	9.42	9.49	9.71
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,825 [676]	1,886 [685]	2,027 [712]	1,795 [675]	1,879 [690]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 3 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。  
なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 4 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	2,396 [931]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員925人を含んでおりません。  
また、取締役を兼務しない執行役員11人は従業員数に含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	2,027 [712]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員704人を含んでおりません。  
また、取締役を兼務しない執行役員11人は従業員数に含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日～平成20年9月30日)の兵庫県経済は、輸出の増勢が鈍化し、住宅投資は持ち直しの動きが一巡し横這い圏内で推移しました。また、鉱工業生産、個人消費や雇用情勢は弱めの動きが広がり、企業の景況感も後退しました。

このような環境下、当行グループは「みなとブランドの醸成」「顧客ニーズ対応力の強化」ならびに「経営管理態勢の強化」を図るべく、中期経営計画「MINATO10(テン)」の諸施策を推進した結果、当第2四半期連結会計期間の業績は以下の通りとなりました。

#### (主要勘定)

預金の当中間連結会計期間末残高は、個人預金、法人預金ともに減少し、前四半期連結会計期間末比509億93百万円減少の2兆5,818億41百万円となりました。また貸出金の当中間連結会計期間末残高は、中小企業向け貸出金及び住宅ローンが増加したこと等により、前四半期連結会計期間末比254億1百万円増加の2兆2,376億50百万円、有価証券の当中間連結会計期間末残高は、前四半期連結会計期間末比541億47百万円減少の4,418億28百万円となりました。

#### (損益)

当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日～平成20年9月30日)の経常収益は、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱等により投資信託販売手数料等が伸び悩み、197億70百万円となりました。また、経常費用は、景気低迷にともなう不動産業を中心とした取引先の倒産、業況悪化により不良債権処理費用が増加した結果、237億5百万円となり、39億34百万円の経常損失となりました。四半期純損失は、固定資産処分損を計上した結果、32億52百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、銀行業での経常収益は185億5百万円、経常損失は38億30百万円、その他の事業での経常収益は14億54百万円、経常損失は74百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間の国内業務部門は、資金運用収支が11,527百万円、役務取引等収支が2,429百万円、その他業務収支が580百万円となりました。

また、当第2四半期連結会計期間の国際業務部門は、資金運用収支が129百万円、役務取引等収支が66百万円、その他業務収支が209百万円となりました。

以上により、当第2四半期連結会計期間の全体の資金運用収支は11,656百万円、役務取引等収支は2,495百万円、その他業務収支が790百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	11,527	129	—	11,656
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	13,881	199	12	14,068
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	2,353	70	12	2,412
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	2,429	66	—	2,495
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	3,266	80	—	3,347
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	837	14	—	852
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	580	209	—	790
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,411	209	—	1,620
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	830	—	—	830

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益について、国内業務部門は3,266百万円、国際業務部門は80百万円となりました。その結果、全体では3,347百万円となりました。全体の収益のうち、主なものは「預金・貸出業務」「為替業務」「代理業務」「保証業務」「投資信託関係業務」で89.79%を占めております。

また、当第2四半期連結会計期間の役務取引等費用について、国内業務部門は837百万円、国際業務は14百万円となりました。その結果、全体では852百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	3,266	80	—	3,347
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	887	3	—	891
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	735	76	—	812
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	43	—	—	43
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	432	—	—	432
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1	—	—	1
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	262	1	—	263
うち投資信託関係業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	606	—	—	606
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	837	14	—	852
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	156	14	—	170

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	2,518,862	9,767	—	2,528,630
	平成20年9月30日	2,567,394	14,447	—	2,581,841
うち流動性預金	平成19年9月30日	1,473,339	—	—	1,473,339
	平成20年9月30日	1,429,535	—	—	1,429,535
うち定期性預金	平成19年9月30日	1,028,763	—	—	1,028,763
	平成20年9月30日	1,114,582	—	—	1,114,582
うちその他	平成19年9月30日	16,759	9,767	—	26,527
	平成20年9月30日	23,277	14,447	—	37,724
譲渡性預金	平成19年9月30日	36,954	—	—	36,954
	平成20年9月30日	7,564	—	—	7,564
総合計	平成19年9月30日	2,555,817	9,767	—	2,565,585
	平成20年9月30日	2,574,958	14,447	—	2,589,405

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内店分 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,190,847	100.00	2,236,691	100.00
製造業	244,350	11.15	258,347	11.55
農業	1,694	0.08	1,185	0.05
林業	37	0.00	25	0.00
漁業	385	0.02	396	0.02
鉱業	1,101	0.05	1,163	0.05
建設業	126,810	5.79	118,081	5.28
電気・ガス・熱供給・水道業	2,968	0.13	3,088	0.14
情報通信業	11,978	0.55	17,731	0.79
運輸業	82,260	3.75	91,769	4.10
卸売・小売業	264,129	12.06	268,326	12.00
金融・保険業	50,507	2.31	53,134	2.38
不動産業	419,537	19.15	439,651	19.66
各種サービス業	274,089	12.51	291,043	13.01
地方公共団体	57,907	2.64	50,470	2.26
その他	653,089	29.81	642,274	28.71
特別国際金融取引勘定分	1,097	100.00	959	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	1,097	100.00	959	100.00
合計	2,191,944	—	2,237,650	—

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日～平成20年9月30日）の営業活動によるキャッシュ・フローは、預金、譲渡性預金の減少、貸出金の増加等により760億90百万円の支出となりました。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還等により610億57百万円の収入となり、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により89百万円の支出となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前四半期連結会計期間末比151億42百万円減少の360億69百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

景気後退感が強まるなか、今後、幅広い業種での経営環境の悪化が予想されます。このような環境下、当行では審査体制の強化による与信関係費用の抑制や経費の見直しに加え、更なる営業力の強化に向けた諸施策の遂行により、経営基盤の拡充ならびに財務基盤の充実を図って参ります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)－(A)
業務粗利益	27,839	27,381	△458
経費(除く臨時処理分)	16,345	16,653	307
人件費	7,843	8,356	513
物件費	7,582	7,390	△192
税金	919	906	△13
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	11,494	10,727	△766
コア業務純益	11,350	10,300	△1,049
一般貸倒引当金繰入額	317	1,606	1,289
業務純益	11,176	9,120	△2,055
うち債券関係損益	144	427	283
臨時損益	△4,964	△11,935	△6,970
株式関係損益	△17	△152	△135
不良債権処理損失	5,391	11,977	6,585
貸出金償却	2	2	△0
個別貸倒引当金繰入額	5,309	11,757	6,448
債権売却損等	80	217	137
その他臨時損益	444	194	△249
経常利益(△は経常損失)	6,211	△2,814	△9,026
特別損益	△765	△391	373
固定資産処分損益	△87	△410	△323
償却債権取立益	3	18	15
その他の特別損失	681	—	△681
預金払戻引当金繰入額	681	—	△681
税引前中間純利益(△は税引前中間純損失)	5,446	△3,206	△8,652
法人税、住民税及び事業税	2,165	81	△2,084
法人税等調整額	196	285	89
中間純利益(△は中間純損失)	3,084	△3,573	△6,658

(注) 1 業務粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

6 コア業務純益とは、業務純益(一般貸倒引当金繰入前)から債券関係損益を除いた金額であります。

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.01	1.99	△0.02
(イ) 貸出金利回	2.27	2.24	△0.03
(ロ) 有価証券利回	0.95	0.96	0.01
(2) 資金調達原価 ②	1.52	1.57	0.05
(イ) 預金等利回	0.23	0.28	0.05
(ロ) 外部負債利回	2.18	2.91	0.73
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.49	0.42	△0.07

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	23.01	22.40	△0.61
業務純益ベース	22.38	19.05	△3.33
コア業務純益ベース	22.72	21.51	△1.21
中間純利益ベース	6.17	—	—

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	2,530,554	2,584,293	53,738
預金 (平残)	2,505,661	2,576,178	70,516
貸出金 (末残)	2,205,637	2,240,765	35,127
貸出金 (平残)	2,146,108	2,200,406	54,298

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	1,982,619	2,072,336	89,717
一般法人	495,398	457,613	△37,784
金融機関・公金	42,769	39,895	△2,873
合計	2,520,787	2,569,845	49,058

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	720,067	740,749	20,682
住宅ローン残高	692,178	717,038	24,859
その他ローン残高	27,888	23,711	△4,177

## (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,869,030	1,865,523	△3,506
総貸出金残高	② 百万円	2,204,540	2,239,805	35,265
中小企業等貸出金比率	①/② %	84.78	83.28	△1.50
中小企業等貸出先件数	③ 件	114,243	110,103	△4,140
総貸出先件数	④ 件	114,664	110,530	△4,134
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.63	99.61	△0.02

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

## 5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

## ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	4	36	2	24
信用状	841	3,338	780	3,342
保証	4,884	17,442	4,427	15,740
計	5,729	20,817	5,209	19,107

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては、平成19年9月30日は、銀行・連結子会社とも基礎的手法、平成20年9月30日は、銀行は先進的計測手法、連結子会社は基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	27,484	27,484
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	49,483	49,483
	利益剰余金	20,627	16,512
	自己株式(△)	112	118
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	887	629
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	98,370	93,990
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	8,357	13,521
	負債性資本調達手段等	60,000	60,000
	うち永久劣後債務(注2)	20,000	20,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	40,000	40,000
	計	68,357	73,521
うち自己資本への算入額 (B)	68,357	71,002	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	166,727	164,992	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,600,529	1,646,420
	オフ・バランス取引等項目	31,125	36,814
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,631,654	1,683,234
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F)	111,926	77,114
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	8,954	6,169
計 (E)+(F) (H)	1,743,580	1,760,348	
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.56	9.37
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)		5.64	5.33

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	27,484	27,484
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	27,430	27,430
	その他資本剰余金	22,053	22,053
	利益準備金	53	53
	その他利益剰余金	20,093	16,022
	その他	—	—
	自己株式(△)	112	118
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	97,002	92,925
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	7,347	12,145
	負債性資本調達手段等	60,000	60,000
	うち永久劣後債務(注2)	20,000	20,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	40,000	40,000
	計	67,347	72,145
うち自己資本への算入額 (B)	67,347	70,855	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	164,349	163,780
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,585,048	1,631,158
	オフ・バランス取引等項目	30,353	36,182
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,615,402	1,667,341
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	102,293	69,538
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	8,183	5,563
計 (E)+(F) (H)	1,717,695	1,736,880	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.56	9.42
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)		5.64	5.35

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

## 資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	201	312
危険債権	252	424
要管理債権	162	185
正常債権	22,029	22,014

### 第3 【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
優先株式	100,000,000
計	1,000,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	410,940,977	410,940,977	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	—
計	410,940,977	410,940,977	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日	—	410,940	—	27,484,132	—	27,430,716

## (5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	184,828	44.97
みなと銀行共栄会	神戸市中央区伊藤町107-1	17,593	4.28
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	10,501	2.55
ニッセイ同和損害保険株式会社	大阪市北区西天満4丁目15-10	6,661	1.62
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,577	1.60
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27-2	6,220	1.51
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,757	1.40
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	5,427	1.32
みなと銀行従業員持株会	神戸市中央区三宮町2丁目1-1	5,263	1.28
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	5,203	1.26
計	—	254,032	61.81

(注) 株式会社三井住友銀行の所有株式数には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保している当行株式165,500千株(発行済株式総数に対する割合40.27%)を含んでおります。なお、株主名簿上の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井アセット信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)」であります。

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 432,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 409,741,000	409,741	—
単元未満株式	普通株式 767,977	—	—
発行済株式総数	410,940,977	—	—
総株主の議決権	—	409,741	—

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が15千株含まれておりません。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が15個含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町2丁目 1番1号	432,000	—	432,000	0.10
計	—	432,000	—	432,000	0.10

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	217	237	218	214	213	170
最低(円)	192	206	195	194	160	125

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役兼 常務執行役員	常務取締役兼 常務執行役員 企画部長	今 西 昭 文	平成20年11月4日

## 第5 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	※7 50,242	※7 36,192	※7 49,025
コールローン及び買入手形	2,872	4,329	9,947
債券貸借取引支払保証金	49,542	—	39,875
買入金銭債権	7,303	7,080	6,755
商品有価証券	487	677	459
有価証券	※7, ※13 390,244	※7, ※13 441,828	※7, ※13 380,881
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,191,944	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,237,650	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,232,653
外国為替	※5 5,622	※5 5,496	※5 4,970
リース債権及びリース投資資産	—	6,166	—
その他資産	※7 27,942	※7 34,533	※7 30,697
有形固定資産	※9, ※10 43,964	※9 35,563	※9, ※10 41,983
無形固定資産	4,194	3,571	4,471
繰延税金資産	16,159	17,147	18,554
支払承諾見返	※13 21,523	19,689	20,755
貸倒引当金	△25,391	△37,582	△30,749
<b>資産の部合計</b>	<b>2,786,652</b>	<b>2,812,343</b>	<b>2,810,282</b>
<b>負債の部</b>			
預金	※7 2,528,630	※7 2,581,841	※7 2,553,229
譲渡性預金	36,954	7,564	32,168
債券貸借取引受入担保金	—	※7 4,933	—
借入金	※11 58,056	※11 57,662	※11 57,955
外国為替	149	176	117
社債	※12 5,000	※12 5,000	※12 5,000
その他負債	※7 29,402	※7 35,373	※7 35,700
賞与引当金	1,028	1,044	1,027
退職給付引当金	3,321	3,730	3,534
役員退職慰労引当金	241	251	290
預金払戻引当金	684	606	650
支払承諾	※13 21,523	19,689	20,755
<b>負債の部合計</b>	<b>2,684,993</b>	<b>2,717,873</b>	<b>2,710,429</b>
<b>純資産の部</b>			
資本金	27,484	27,484	27,484
資本剰余金	49,483	49,483	49,483
利益剰余金	20,627	16,512	22,659
自己株式	△112	△118	△114
<b>株主資本合計</b>	<b>97,483</b>	<b>93,361</b>	<b>99,512</b>
その他有価証券評価差額金	3,509	552	△403
繰延ヘッジ損益	△258	△85	△50
評価・換算差額等合計	3,251	466	△454
少数株主持分	924	642	794
<b>純資産の部合計</b>	<b>101,658</b>	<b>94,470</b>	<b>99,852</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,786,652</b>	<b>2,812,343</b>	<b>2,810,282</b>

## (2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	40,881	38,109	81,610
資金運用収益	27,370	28,024	54,952
(うち貸出金利息)	24,809	25,116	50,410
(うち有価証券利息配当金)	2,026	2,386	3,541
役務取引等収益	8,199	6,794	15,095
その他業務収益	4,026	2,331	7,646
その他経常収益	※1 1,284	※1 960	※1 3,915
経常費用	33,923	41,329	72,839
資金調達費用	3,869	4,762	8,288
(うち預金利息)	2,976	3,647	6,256
役務取引等費用	1,762	1,688	2,989
その他業務費用	4,096	1,311	6,702
営業経費	17,216	18,014	34,327
その他経常費用	※2 6,978	※2 15,552	※2 20,531
経常利益又は経常損失(△)	6,958	△3,219	8,770
特別利益	10	28	334
固定資産処分益		—	297
償却債権取立益		28	37
特別損失	※3 770	410	1,387
固定資産処分損		410	706
その他の特別損失		—	※3 681
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	6,198	△3,602	7,717
法人税、住民税及び事業税	2,327	266	1,767
法人税等調整額	177	781	330
法人税等合計		1,048	
少数株主損失(△)	△32	△145	△137
中間純利益又は中間純損失(△)	3,726	△4,505	5,757

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度の要約 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	27,484	27,484	27,484
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	27,484	27,484	27,484
<b>資本剰余金</b>			
前期末残高	49,483	49,483	49,483
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	49,483	49,483	49,483
<b>利益剰余金</b>			
前期末残高	18,543	22,659	18,543
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1,642	△1,642	△1,642
中間純利益又は中間純損失(△)	3,726	△4,505	5,757
当中間期変動額合計	2,084	△6,147	4,115
当中間期末残高	20,627	16,512	22,659
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△108	△114	△108
当中間期変動額			
自己株式の取得	△3	△3	△6
当中間期変動額合計	△3	△3	△6
当中間期末残高	△112	△118	△114
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	95,402	99,512	95,402
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1,642	△1,642	△1,642
中間純利益又は中間純損失(△)	3,726	△4,505	5,757
自己株式の取得	△3	△3	△6
当中間期変動額合計	2,080	△6,151	4,109
当中間期末残高	97,483	93,361	99,512

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	4,014	△403	4,014
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△504	955	△4,417
当中間期変動額合計	△504	955	△4,417
当中間期末残高	3,509	552	△403
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△320	△50	△320
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	61	△34	269
当中間期変動額合計	61	△34	269
当中間期末残高	△258	△85	△50
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	3,694	△454	3,694
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△443	920	△4,148
当中間期変動額合計	△443	920	△4,148
当中間期末残高	3,251	466	△454
<b>少数株主持分</b>			
前期末残高	977	794	977
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△52	△152	△182
当中間期変動額合計	△52	△152	△182
当中間期末残高	924	642	794
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	100,073	99,852	100,073
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1,642	△1,642	△1,642
中間純利益又は中間純損失 (△)	3,726	△4,505	5,757
自己株式の取得	△3	△3	△6
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△495	768	△4,330
当中間期変動額合計	1,585	△5,382	△221
当中間期末残高	101,658	94,470	99,852

## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	6,198	△3,602	7,717
減価償却費	2,699	1,416	5,436
貸倒引当金の増減(△)	6,263	14,750	17,631
賞与引当金の増減額(△は減少)	83	17	83
退職給付引当金の増減額(△は減少)	172	195	385
前払年金費用の増減額(△は増加)	△101	88	△399
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	25	△39	74
預金払戻引当金の増減(△)	684	△44	650
資金運用収益	△27,370	△28,024	△54,952
資金調達費用	3,869	4,762	8,288
有価証券関係損益(△)	△73	△120	△637
為替差損益(△は益)	△10	△43	229
固定資産処分損益(△は益)	286	356	590
商品有価証券の純増(△)減	211	△218	243
貸出金の純増(△)減	△32,788	△12,990	△79,310
預金の純増減(△)	33,534	28,829	58,346
譲渡性預金の純増減(△)	△2,931	△24,604	△7,717
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	305	△293	203
有利息預け金の純増(△)減	89	81	86
コールローン等の純増(△)減	△30,463	45,168	△27,322
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	—	4,996	—
外国為替(資産)の純増(△)減	104	△525	755
外国為替(負債)の純増減(△)	93	58	61
リース債権及びリース投資資産の増減額(△は増加)	—	854	—
資金運用による収入	27,475	28,037	56,113
資金調達による支出	△3,051	△4,172	△7,029
その他	1,525	△397	△482
小計	△13,167	54,535	△20,953
法人税等の支払額	△182	△1,616	△319
営業活動によるキャッシュ・フロー	△13,349	52,919	△21,273
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	△354,783	△408,224	△757,531
有価証券の売却による収入	160,943	201,144	241,965
有価証券の償還による収入	199,661	144,252	529,350
有形固定資産の取得による支出	△1,738	△747	△3,555
有形固定資産の売却による収入	51	100	1,495
その他	△749	△555	△1,621
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,384	△64,030	10,101
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
配当金の支払額	△1,638	△1,639	△1,639
自己株式の取得による支出	△3	△3	△6
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,642	△1,642	△1,645
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2	2	△12
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△11,610	△12,751	△12,830
現金及び現金同等物の期首残高	61,651	48,821	61,651
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 50,041	※1 36,069	※1 48,821

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社15社 株式会社みなと地所 みなとビジネスサー ビス株式会社 みなとモーゲー ジサービス株式 会社 みなと保証株式 会社 みなとリース株式 会社 株式会社みなとカ ード みなとシステム株 式会社 みなとキャピタル 株式会社 みなとベンチャー 育成一号投資事 業有限責任組 合 みなとベンチャー 育成二号投資事 業有限責任組 合 みなと元気ファ ンド投資事業有 限責任組 合 みなとベンチャー 育成三号投資事 業有限責任組 合 ひょうご産業活 性化ファンド投 資事業有限責 任組 合 みなと元気ファ ンド二号投資事 業有限責 任組 合 Minato Preferred Capital Cayman Limited なお、Minato Preferred Capital Cayman Limited は、設立により当中間連結 会計期間から連結しており ます。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当なし</p>	<p>(1) 連結子会社13社 みなとビジネスサー ビス株式会社 みなとモーゲー ジサービス株式 会社 みなと保証株式 会社 みなとリース株式 会社 株式会社みなとカ ード みなとシステム株 式会社 みなとキャピタル 株式会社 みなとベンチャー 育成二号投資事 業有限責任組 合 みなと元気ファ ンド投資事業有 限責任組 合 みなとベンチャー 育成三号投資事 業有限責任組 合 ひょうご産業活 性化ファンド投 資事業有 限責任組 合 みなと元気ファ ンド 二号投資事業有 限責 任組 合 Minato Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>	<p>(1) 連結子会社13社 主要な連結子会社名 は、「第1企業の概 況4 関係会社の状況」 に記載しているため省略 しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子 会社 該当なし</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当なし</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 該当なし</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子 会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子 会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(4) 持分法非適用の関連会社 該当なし	(4) 持分法非適用の関連会社 同左	(4) 持分法非適用の関連会社 同左
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 6社 9月末日 9社 (2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 5社 9月末日 8社 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 8社 12月末日 5社 (2) 連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等(時価のある株式については中間連結決算期末月1か月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等(時価のある株式については連結決算期末月1か月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：8年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ8百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、当連結会計年度前に償却可能限度額に達した資産は、当連結会計年度以後5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ20百万円減少しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：8年～50年 その他：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：8年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ51百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、当連結会計年度前に償却可能限度額に達した資産は、当連結会計年度以後5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ38百万円減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,295百万円であります。</p>	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,697百万円あります。</p>	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は37,385百万円あります。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準  同左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準  同左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準  同左	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(9) 預金払戻引当金の計上基準 預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間連結会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。	(9) 預金払戻引当金の計上基準  同左	(9) 預金払戻引当金の計上基準 預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当連結会計年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。
	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準  同左	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(11) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法  —	(11) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
	<p>(13)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(13)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(13)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(預金払戻引当金)</p> <p>従来、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻金は、支払時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることを契機として、当中間連結会計期間から同報告を適用し、預金者からの請求による払戻に備え、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当中間連結会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用が3百万円、特別損失が681百万円それぞれ増加し、経常利益は3百万円、税金等調整前中間純利益は684百万円それぞれ減少しております。</p>		<p>(預金払戻引当金)</p> <p>従来、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻金は、支払時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることを契機として、当連結会計年度から同報告を適用し、預金者からの請求による払戻に備え、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当連結会計年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、経常利益は31百万円増加し、税金等調整前当期純利益は650百万円減少しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸手の会計処理 <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。また、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末日における固定資産の減価償却累計額控除後の額を契約額とし、期首に契約したものととしてリース投資資産に計上する方法によっております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、リース投資資産が6,118百万円増加しております。また、経常損失及び税金等調整前中間純損失に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間よりリース取引の売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法としており、従来の方法によった場合に比べ、経常収益及び経常費用が1,293百万円それぞれ減少しております。</p> </li> <li>・借手の会計処理 <p>該当ありません。</p> </li> </ul>	—

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(役員退職慰労引当金)</p> <p>役員退職慰労金については、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より、内規に基づく連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>従って、前中間連結会計期間は従来の方法によっており、この変更を行った場合に比べ、前中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は167百万円多く計上されております。</p>	<p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、連結決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号 平成20年10月28日)を踏まえ、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当中間連結会計期間においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。</p> <p>なお、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が4,520百万円増加、「繰延税金資産」が1,836百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,683百万円増加しております。</p>	<p>—</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は6,307百万円、延滞債権額は38,908百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は880百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,339百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は15,770百万円、延滞債権額は56,951百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は655百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,907百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は6,411百万円、延滞債権額は39,851百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は300百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,067百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は61,436百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、58,423百万円であります。</p> <p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間連結貸借対照表に計上した額は、22,318百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 32,678百万円 預け金 0百万円 その他資産 90百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,314百万円 その他負債 65百万円 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券43,144百万円及びその他資産(手形交換所保証金)7百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は4,122百万円であります。</p>	<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,285百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、47,018百万円であります。</p> <p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間連結貸借対照表に計上した額は、26,863百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 41,153百万円 預け金 0百万円 その他資産 91百万円 担保資産に対応する債務 預金 4,809百万円 債券貸借取引 4,933百万円 受入担保金 その他負債 50百万円 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券50,208百万円及びその他資産(手形交換所保証金等)57百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は3,947百万円であります。</p>	<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,630百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、53,570百万円であります。</p> <p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、連結貸借対照表に計上した額は、23,323百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 35,126百万円 預け金 0百万円 その他資産 92百万円 担保資産に対応する債務 預金 4,812百万円 その他負債 50百万円 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券48,615百万円及びその他資産(手形交換所保証金等)57百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は4,013百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、491,877百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が479,098百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 24,055百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、496,149百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が485,543百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 18,246百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 同左</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、486,739百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が474,800百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 24,429百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 同左</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は30,797百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ30,037百万円減少します。</p>	<p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は26,480百万円であります。</p>	<p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は30,261百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益693百万円及び株式等売却益173百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額6,263百万円、債権売却損160百万円及び株式等償却126百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別損失は、預金払戻引当金繰入額681百万円、固定資産処分損89百万円であります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益290百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額14,750百万円及び株式等償却310百万円を含んでおります。</p> <p>—</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益1,881百万円及び部分直接償却取立益1,209百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額17,631百万円、株式等売却損807百万円、株式等償却653百万円、貸出金償却524百万円及び債権売却損326百万円を含んでおります。</p> <p>※3 その他の特別損失は、預金払戻引当金繰入額681百万円、固定資産処分損706百万円であります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	410,940	—	—	410,940	
合計	410,940	—	—	410,940	
自己株式					
普通株式	388	13	—	401	(注)
合計	388	13	—	401	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,642	4	平成19年3月31日	平成19年6月29日

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	410,940	—	—	410,940	
合計	410,940	—	—	410,940	
自己株式					
普通株式	412	19	—	432	(注)
合計	412	19	—	432	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,642	4	平成20年3月31日	平成20年6月30日

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	410,940	—	—	410,940	
合計	410,940	—	—	410,940	
自己株式					
普通株式	388	24	—	412	(注)
合計	388	24	—	412	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,642	4	平成19年3月31日	平成19年6月29日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,642	利益剰余金	4	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 50,242 有利息預け金 △200 <u>現金及び現金同等物 50,041</u>	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 36,192 有利息預け金 △122 <u>現金及び現金同等物 36,069</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 49,025 有利息預け金 △203 <u>現金及び現金同等物 48,821</u>

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>貸主側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>11,780</td> <td>1,530</td> <td>13,311</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>5,762</td> <td>759</td> <td>6,521</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高</td> <td>6,017</td> <td>771</td> <td>6,789</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,627</td> <td>5,029</td> <td>7,657</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高及び見積残存価額の残高の合計額が、営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当中間連結会計期間の受取リース料</li> </ul> <p style="text-align: right;">1,450百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費</li> </ul> <p style="text-align: right;">1,262百万円</p>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額	11,780	1,530	13,311	減価償却累計額	5,762	759	6,521	中間連結会計期間末残高	6,017	771	6,789		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		2,627	5,029	7,657	—	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>貸主側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>11,503</td> <td>1,620</td> <td>13,123</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>5,857</td> <td>798</td> <td>6,655</td> </tr> <tr> <td>年度末残高</td> <td>5,645</td> <td>822</td> <td>6,468</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,587</td> <td>4,725</td> <td>7,312</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高及び見積残存価額の残高の合計額が、営業債権の年度末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当連結会計年度の受取リース料</li> </ul> <p style="text-align: right;">2,909百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費</li> </ul> <p style="text-align: right;">2,521百万円</p>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額	11,503	1,620	13,123	減価償却累計額	5,857	798	6,655	年度末残高	5,645	822	6,468		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		2,587	4,725	7,312
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額	11,780	1,530	13,311																																															
減価償却累計額	5,762	759	6,521																																															
中間連結会計期間末残高	6,017	771	6,789																																															
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																															
	2,627	5,029	7,657																																															
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																															
取得価額	11,503	1,620	13,123																																															
減価償却累計額	5,857	798	6,655																																															
年度末残高	5,645	822	6,468																																															
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																															
	2,587	4,725	7,312																																															

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※ 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	15,393	25,247	9,854
債券	323,977	320,051	△3,925
国債	230,140	226,730	△3,410
地方債	52,401	52,015	△385
短期社債	—	—	—
社債	41,435	41,305	△129
その他	9,534	9,581	46
合計	348,905	354,880	5,975

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は75百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
社債	30,973
非上場株式	2,618
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,771

## II 当中間連結会計期間末

※ 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

### 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	14,974	16,582	1,608
債券	384,375	384,126	△248
国債	209,043	208,956	△87
地方債	101,306	101,103	△203
短期社債	—	—	—
社債	74,024	74,066	42
その他	11,615	11,208	△406
合計	410,964	411,917	953

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は135百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

### 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
社債	26,565
非上場株式	2,207
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,137

### Ⅲ 前連結会計年度末

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

#### 1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益 に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	459	7

#### 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

#### 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	13,305	17,033	3,727	4,619	891
債券	324,769	320,593	△4,176	353	4,529
国債	134,407	130,286	△4,120	237	4,358
地方債	103,505	103,471	△34	77	111
短期社債	—	—	—	—	—
社債	86,856	86,834	△21	37	59
その他	9,625	9,429	△196	89	286
合計	347,701	347,055	△645	5,062	5,708

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は368百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

#### 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	241,965	3,243	1,716

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
社債	30,345
非上場株式	2,382
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,096

7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	224,898	62,112	22,159	41,618
国債	58,030	10,026	20,611	41,618
地方債	76,058	26,940	472	—
短期社債	—	—	—	—
社債	90,809	25,145	1,075	—
その他	1,495	7,312	1,081	—
合計	226,393	69,425	23,241	41,618

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	5,975
その他有価証券	5,975
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	2,428
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	3,547
(△) 少数株主持分相当額	37
その他有価証券評価差額金	3,509

II 当中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	953
その他有価証券	953
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	387
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	565
(△) 少数株主持分相当額	13
その他有価証券評価差額金	552

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### ○ その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△645
その他有価証券	△645
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	261
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△383
(△) 少数株主持分相当額	19
その他有価証券評価差額金	△403

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している金利関連取引は注記の対象から除いておりますので、該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	24,123	39	39
	通貨オプション	138,293	6,344	670
	その他	—	—	—
	合計	—	6,383	709

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間末

### (1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
	その他	5,684	—	22
	合計	—	—	22

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### (2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	19,368	36	36
	通貨オプション	149,543	829	829
	その他	—	—	—
	合計	—	865	865

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

### (3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### (5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容と利用目的

当行の行っておりますデリバティブ取引の内容と利用目的は以下のとおりであります。なお、連結子会社においては、デリバティブ取引を行っておりません。

- ・当行の資産・負債総合管理(A L M)における金利変動リスクを回避する目的で利用する金利スワップ取引。
- ・顧客の依頼により行う為替予約取引、通貨オプション取引。
- ・顧客との取引により発生する為替変動リスクや金利変動リスクを回避する目的で行う為替予約取引、金利スワップ取引、通貨オプション取引。
- ・当行の保有している債券に対するヘッジの目的で行う債券先物取引、金利スワップ取引。

##### (2) 取引に対する取組方針

当行では、デリバティブ取引を為替や金利等の変動のリスクを回避し、効率的な運用・調達を行うための手段として位置付けて取組んでおります。

##### (3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引によって発生するリスクとして、取引先の契約不履行等によって損失が発生する信用リスク、為替や金利等の変動によって損失が発生する市場リスク等があります。これらのリスクを把握・管理していくことが重要であります。

##### (4) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の取引及び管理は、証券国際部において、取引権限・取組限度等を定めた行内管理規程を制定し、この規程に従って相互牽制の機能した体制にて取引を行っております。また、定期的にポジションやリスクの状況を把握・検証しております。

##### (5) 取引の契約額・時価等に関する事項についての補足説明

デリバティブ取引における想定元本とは、取引において受取・支払利息等を決定するために用いられる名目上の元本であり、想定元本額自体は必ずしもリスクの大きさを示すものではありません。

##### (6) デリバティブ取引のヘッジ会計適用について

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。

なお、ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

#### 2 取引の時価等に関する事項

##### (1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用している金利関連取引は注記の対象から除いておりますので、該当ありません。

## (2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	12,102	1,294	755	755
	買建	11,746	1,475	△659	△659
	通貨オプション				
	売建	74,956	55,629	4,603	△684
	買建	74,956	55,629	5,457	1,537
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	10,156	949

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定  
 割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

## (5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)  
該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)  
該当ありません。

III 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)  
該当ありません。

(企業結合等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)  
該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)  
該当ありません。

III 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)  
(共通支配下の取引等)

1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業

名称 株式会社みなと銀行  
事業の内容 銀行業

② 被結合企業

名称 株式会社みなと地所  
事業の内容 不動産賃貸業

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当行を存続会社、株式会社みなと地所を消滅会社とする吸収合併であり、結合後企業の名称は株式会社みなと銀行となっております。なお、当行は株式会社みなと地所の発行済株式を100%所有しており、合併による新株式の発行、資本の増加及び合併交付金の支払いは行っておりません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

株式会社みなと地所は、当行向けの店舗等の維持管理を主たる事業としてきましたが、この業務は銀行本体でも行っている事業であることから、みなと銀行グループの一層の合理化・効率化を目的として、株式会社みなと地所を吸収合併することとしました。

2 実施した会計処理の概要

上記合併は、共通支配下の取引に該当するため、内部取引としてすべて消去しております。したがって、当該会計処理が連結財務諸表に与える影響はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	37,185	2,422	1,274	40,881	—	40,881
(2) セグメント間の 内部経常収益	227	262	105	596	(596)	—
計	37,412	2,685	1,379	41,477	(596)	40,881
経常費用	30,466	2,640	1,413	34,519	(596)	33,923
経常利益(△は経常損失)	6,946	44	△33	6,958	(—)	6,958

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業・・・銀行業

(2) リース業・・・リース業

(3) その他の事業・・・クレジットカード、ベンチャー・キャピタル、計算受託等

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	35,664	2,445	38,109	—	38,109
(2) セグメント間の 内部経常収益	203	161	364	(364)	—
計	35,867	2,606	38,474	(364)	38,109
経常費用	38,895	2,781	41,677	(347)	41,329
経常損失	△3,027	△175	△3,202	(17)	△3,219

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 業務区分は、主に連結会社の事業の内容により区分しております。各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業・・・銀行業

(2) その他の事業・・・リース、クレジットカード、ベンチャー・キャピタル、計算受託業務等

3 事業区分の方法については、従来、「銀行業」「リース業」「その他の事業」の3区分としておりましたが、「リース業」の全セグメントに占める割合が低下したため、当中間連結会計期間から「リース業」を「その他の事業」に含めて表示しております。なお、「リース業」における経常収益は1,310百万円、経常損失は33百万円であります。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	74,318	4,816	2,474	81,610	—	81,610
(2) セグメント間の 内部経常収益	447	494	203	1,144	(1,144)	—
計	74,765	5,311	2,677	82,754	(1,144)	81,610
経常費用	65,736	5,221	3,026	73,984	(1,144)	72,839
経常利益(△は経常損失)	9,029	89	△348	8,770	—	8,770

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。  
 2 業務区分は、主に連結会社の事業の内容により区分しております。各事業の主な内容は次のとおりであります。  
 (1) 銀行業・・・銀行業  
 (2) リース業・・・リース業  
 (3) その他の事業・・・クレジットカード、ベンチャー・キャピタル、計算受託等

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	245.37	228.56	241.29
1株当たり 中間(当期)純利益金額 (△は純損失金額)	円	9.07	△10.97	14.02
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	—	—	—

(注) 1 1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益金額(△は純損失金額)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

## (1) 1株当たり純資産額

		前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	101,658	94,470	99,852
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	924	642	794
(うち少数株主持分)	百万円	924	642	794
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	100,734	93,827	99,057
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末)の 普通株式の数	千株	410,538	410,508	410,528

## (2) 1株当たり中間(当期)純利益金額(△は純損失金額)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
中間(当期)純利益 (△は純損失)	百万円	3,726	△4,505	5,757
普通株主に 帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益 (△は純損失)	百万円	3,726	△4,505	5,757
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	410,545	410,519	410,539

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

## (重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	—	—

## 2 【その他】

### (1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)	
当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
経常収益	19,770
資金運用収益	14,068
(うち貸出金利息)	12,544
(うち有価証券利息配当金)	1,277
役務取引等収益	3,347
その他業務収益	1,620
その他経常収益	733
経常費用	23,705
資金調達費用	2,412
(うち預金利息)	1,856
役務取引等費用	852
その他業務費用	830
営業経費	9,048
その他経常費用	※1 10,561
経常損失(△)	△3,934
特別利益	6
償却債権取立益	6
特別損失	395
固定資産処分損	395
税金等調整前四半期純損失(△)	△4,324
法人税、住民税及び事業税	△912
法人税等調整額	△102
法人税等合計	△1,014
少数株主損失(△)	△57
四半期純損失(△)	△3,252

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額10,003百万円を含んでおります。

### (2) その他

該当事項なし

3 【中間財務諸表】  
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	※8 50,225	※8 36,183	※8 49,005
コールローン	2,872	4,329	9,947
債券貸借取引支払保証金	49,542	—	39,875
商品有価証券	487	677	459
有価証券	※1, ※8, ※14 393,117	※1, ※8, ※14 445,059	※1, ※8, ※14 383,950
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,205,637	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,240,765	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,236,307
外国為替	※6 5,622	※6 5,496	※6 4,970
その他資産	※8 24,743	※8 25,399	※8 21,607
有形固定資産	※10, ※11 23,635	※10 35,458	※10, ※11 35,850
無形固定資産	3,235	3,705	3,490
繰延税金資産	15,616	16,074	17,013
支払承諾見返	※14 20,817	19,107	20,119
貸倒引当金	△24,330	△34,284	△27,977
資産の部合計	2,771,221	2,797,973	2,794,620
<b>負債の部</b>			
預金	※8 2,530,554	※8 2,584,293	※8 2,555,795
譲渡性預金	36,954	7,564	32,168
債券貸借取引受入担保金	—	※8 4,933	—
借入金	※12 58,056	※12 57,662	※12 57,955
外国為替	149	176	117
社債	※13 5,000	※13 5,000	※13 5,000
その他負債	14,493	20,449	20,561
未払法人税等		205	1,562
リース債務		399	
その他の負債		19,843	
賞与引当金	891	922	894
退職給付引当金	3,273	3,667	3,480
役員退職慰労引当金	208	231	251
預金払戻引当金	684	606	650
支払承諾	※14 20,817	19,107	20,119
負債の部合計	2,671,084	2,704,613	2,696,994
<b>純資産の部</b>			
資本金	27,484	27,484	27,484
資本剰余金	49,483	49,483	49,483
資本準備金	27,430	27,430	27,430
その他資本剰余金	22,053	22,053	22,053
利益剰余金	20,146	16,076	21,291
利益準備金	53	53	53
その他利益剰余金	20,093	16,022	21,238
別途積立金	2,325	2,325	2,325
繰越利益剰余金	17,768	13,697	18,913
自己株式	△112	△118	△114
株主資本合計	97,002	92,925	98,144
その他有価証券評価差額金	3,393	521	△467
繰延ヘッジ損益	△258	△85	△50
評価・換算差額等合計	3,135	435	△518
純資産の部合計	100,137	93,360	97,625
負債及び純資産の部合計	2,771,221	2,797,973	2,794,620

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
経常収益	36,794	35,233	73,587
資金運用収益	26,990	27,501	54,203
(うち貸出金利息)	24,474	24,782	49,741
(うち有価証券利息配当金)	2,016	2,377	3,528
役務取引等収益	7,228	5,791	13,163
その他業務収益	1,320	960	2,388
その他経常収益	※1 1,254	※1 980	※1 3,831
経常費用	30,582	38,048	66,244
資金調達費用	3,869	4,772	8,288
(うち預金利息)	2,978	3,650	6,259
役務取引等費用	2,043	1,960	3,533
その他業務費用	1,786	138	2,240
営業経費	※2 16,742	※2 17,228	※2 33,406
その他経常費用	※3 6,140	※3 13,947	※3 18,775
経常利益又は経常損失 (△)	6,211	△2,814	7,342
特別利益	3	18	500
特別損失	※4 768	410	※4 873
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	5,446	△3,206	6,969
法人税、住民税及び事業税	2,165	81	1,440
法人税等調整額	196	285	1,299
法人税等合計		367	
中間純利益又は中間純損失 (△)	3,084	△3,573	4,229

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	27,484	27,484	27,484
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	27,484	27,484	27,484
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	27,430	27,430	27,430
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	27,430	27,430	27,430
<b>その他資本剰余金</b>			
前期末残高	22,053	22,053	22,053
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	22,053	22,053	22,053
<b>資本剰余金合計</b>			
前期末残高	49,483	49,483	49,483
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	49,483	49,483	49,483
<b>利益剰余金</b>			
<b>利益準備金</b>			
前期末残高	—	53	—
当中間期変動額			
剰余金の配当	53	—	53
当中間期変動額合計	53	—	53
当中間期末残高	53	53	53
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>別途積立金</b>			
前期末残高	2,325	2,325	2,325
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	2,325	2,325	2,325
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	16,379	18,913	16,379
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1,695	△1,642	△1,695
中間純利益又は中間純損失 (△)	3,084	△3,573	4,229
当中間期変動額合計	1,389	△5,215	2,534
当中間期末残高	17,768	13,697	18,913
<b>利益剰余金合計</b>			
前期末残高	18,704	21,291	18,704
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1,642	△1,642	△1,642
中間純利益又は中間純損失 (△)	3,084	△3,573	4,229
当中間期変動額合計	1,442	△5,215	2,587
当中間期末残高	20,146	16,076	21,291

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△108	△114	△108
当中間期変動額			
自己株式の取得	△3	△3	△6
当中間期変動額合計	△3	△3	△6
当中間期末残高	△112	△118	△114
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	95,563	98,144	95,563
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1,642	△1,642	△1,642
中間純利益又は中間純損失 (△)	3,084	△3,573	4,229
自己株式の取得	△3	△3	△6
当中間期変動額合計	1,438	△5,219	2,581
当中間期末残高	97,002	92,925	98,144
<b>評価・換算差額等</b>			
<b>その他有価証券評価差額金</b>			
前期末残高	3,828	△467	3,828
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△434	988	△4,296
当中間期変動額合計	△434	988	△4,296
当中間期末残高	3,393	521	△467
<b>繰延ヘッジ損益</b>			
前期末残高	△320	△50	△320
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	61	△34	269
当中間期変動額合計	61	△34	269
当中間期末残高	△258	△85	△50
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	3,508	△518	3,508
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△373	954	△4,027
当中間期変動額合計	△373	954	△4,027
当中間期末残高	3,135	435	△518
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	99,071	97,625	99,071
当中間期変動額			
剰余金の配当	△1,642	△1,642	△1,642
中間純利益又は中間純損失 (△)	3,084	△3,573	4,229
自己株式の取得	△3	△3	△6
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△373	954	△4,027
当中間期変動額合計	1,065	△4,265	△1,445
当中間期末残高	100,137	93,360	97,625

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等(時価のある株式については中間決算期末月1か月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等(時価のある株式については決算期末月1か月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産  有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ8百万円減少しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く)  有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 その他：2年～20年	(1) 有形固定資産  有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年  (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ50百万円減少しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、当事業年度前に償却可能限度額に達した資産は、当事業年度以後5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ16百万円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>—</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、当事業年度前に償却可能限度額に達した資産は、当事業年度以後5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ30百万円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p> <p>—</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は34,010百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,870百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,737百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金  同左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理	(3) 退職給付引当金  同左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金  同左	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(5) 預金払戻引当金 預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。	(5) 預金払戻引当金  同左	(5) 預金払戻引当金 預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当期末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	—	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。	金利リスク・ヘッジ  同左	金利リスク・ヘッジ  同左
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(預金払戻引当金)</p> <p>従来、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻金は、支払時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることを契機として、当中間会計期間から同報告を適用し、預金者からの請求による払戻に備え、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当中間会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用が3百万円、特別損失が681百万円それぞれ増加し、経常利益は3百万円、税引前中間純利益は684百万円それぞれ減少しております。</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、平成19年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は399百万円、「その他負債」中のリース債務は399百万円増加しております。また、経常損失、税引前中間純損失に与える影響はありません。</p>	<p>(預金払戻引当金)</p> <p>従来、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻金は、支払時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることを契機として、当期から同報告を適用し、預金者からの請求による払戻に備え、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当期末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は31百万円増加し、税引前当期純利益は650百万円減少しております。</p> <p>—</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
—	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(役員退職慰労引当金)</p> <p>役員退職慰労金については、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、前事業年度の下期より、内規に基づく事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>従って、前中間会計期間は従来の方法によっており、この変更を行った場合に比べ、前中間会計期間の税引前中間純利益は132百万円多く計上されております。</p>	<p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号 平成20年10月28日)を踏まえ、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当中間会計期間においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。</p> <p>なお、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が4,520百万円増加、「繰延税金資産」が1,836百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,683百万円増加しております。</p>	—

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 4,525百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,344百万円、延滞債権額は38,483百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は880百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,339百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 4,275百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は15,846百万円、延滞債権額は56,777百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は655百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,907百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 4,350百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,549百万円、延滞債権額は39,453百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は300百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,067百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は61,047百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、58,423百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間貸借対照表に計上した額は、22,318百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 32,613百万円 預け金 0百万円 その他資産 90百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,314百万円 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券43,144百万円及びその他資産(手形交換所保証金)7百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は9,506百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,187百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、47,018百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間貸借対照表に計上した額は、26,863百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 41,103百万円 預け金 0百万円 その他資産 91百万円 担保資産に対応する債務 預金 4,809百万円 債券貸借取引 受入担保金 4,933百万円 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券50,208百万円及びその他資産(手形交換所保証金)57百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は3,942百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,370百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、53,570百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、貸借対照表に計上した額は、23,323百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 35,076百万円 預け金 0百万円 その他資産 92百万円 担保資産に対応する債務 預金 4,812百万円 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券48,615百万円及びその他資産(手形交換所保証金等)57百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は4,008百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、472,274百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が459,495百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 14,355百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、475,787百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が465,181百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 18,065百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 —</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、468,162百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が456,222百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 17,412百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は30,797百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ30,037百万円減少します。</p>	<p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は26,480百万円であります。</p>	<p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は30,261百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益693百万円及び株式等売却益173百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 663百万円 無形固定資産 471百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,627百万円及び株式等償却134百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失には、預金払戻引当金繰入額681百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益290百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 905百万円 無形固定資産 516百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額13,364百万円及び株式等償却156百万円を含んでおります。</p> <p>—</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益1,747百万円及び部分直接償却取立益1,209百万円を含んでおります。</p> <p>—</p> <p>※3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額16,885百万円、貸出金償却1百万円、株式等売却損746百万円、株式等償却502百万円及び債権売却損80百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失には、預金払戻引当金繰入額681百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	388	13	—	401	(注)
合計	388	13	—	401	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	412	19	—	432	(注)
合計	412	19	—	432	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	388	24	—	412	(注)
合計	388	24	—	412	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																																				
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,769</td> <td>15</td> <td>1,785</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,185</td> <td>8</td> <td>1,194</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>583</td> <td>7</td> <td>591</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>317百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>329百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>647百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>205百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>175百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>19百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	1,769	15	1,785	減価償却累計額相当額	1,185	8	1,194	中間会計期間末残高相当額	583	7	591	1年内	317百万円	1年超	329百万円	合計	647百万円	支払リース料	205百万円	減価償却費相当額	175百万円	支払利息相当額	19百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,687</td> <td>15</td> <td>1,703</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,202</td> <td>9</td> <td>1,212</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>485</td> <td>6</td> <td>491</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料期末残高相当額</li> </ul> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>276百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>260百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>536百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>387百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>330百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>35百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	1,687	15	1,703	減価償却累計額相当額	1,202	9	1,212	期末残高相当額	485	6	491	1年内	276百万円	1年超	260百万円	合計	536百万円	支払リース料	387百万円	減価償却費相当額	330百万円	支払利息相当額	35百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,687</td> <td>15</td> <td>1,703</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,202</td> <td>9</td> <td>1,212</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>485</td> <td>6</td> <td>491</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料期末残高相当額</li> </ul> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>276百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>260百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>536百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>387百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>330百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>35百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	1,687	15	1,703	減価償却累計額相当額	1,202	9	1,212	期末残高相当額	485	6	491	1年内	276百万円	1年超	260百万円	合計	536百万円	支払リース料	387百万円	減価償却費相当額	330百万円	支払利息相当額	35百万円
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
取得価額相当額	1,769	15	1,785																																																																																			
減価償却累計額相当額	1,185	8	1,194																																																																																			
中間会計期間末残高相当額	583	7	591																																																																																			
1年内	317百万円																																																																																					
1年超	329百万円																																																																																					
合計	647百万円																																																																																					
支払リース料	205百万円																																																																																					
減価償却費相当額	175百万円																																																																																					
支払利息相当額	19百万円																																																																																					
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
取得価額相当額	1,687	15	1,703																																																																																			
減価償却累計額相当額	1,202	9	1,212																																																																																			
期末残高相当額	485	6	491																																																																																			
1年内	276百万円																																																																																					
1年超	260百万円																																																																																					
合計	536百万円																																																																																					
支払リース料	387百万円																																																																																					
減価償却費相当額	330百万円																																																																																					
支払利息相当額	35百万円																																																																																					
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
取得価額相当額	1,687	15	1,703																																																																																			
減価償却累計額相当額	1,202	9	1,212																																																																																			
期末残高相当額	485	6	491																																																																																			
1年内	276百万円																																																																																					
1年超	260百万円																																																																																					
合計	536百万円																																																																																					
支払リース料	387百万円																																																																																					
減価償却費相当額	330百万円																																																																																					
支払利息相当額	35百万円																																																																																					

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(企業結合等関係)

I 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

II 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当ありません。

III 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(共通支配下の取引等)

1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業

名称 株式会社みなと銀行

事業の内容 銀行業

② 被結合企業

名称 株式会社みなと地所

事業の内容 不動産賃貸業

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当行を存続会社、株式会社みなと地所を消滅会社とする吸収合併であり、結合後企業の名称は株式会社みなと銀行となっております。なお、当行は株式会社みなと地所の発行済株式を100%所有しており、合併による新株式の発行、資本の増加及び合併交付金の支払いは行っておりません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

株式会社みなと地所は、当行向けの店舗等の維持管理を主たる事業としてきましたが、この業務は銀行本体でも行っている事業であることから、みなと銀行グループの一層の合理化・効率化を目的として、株式会社みなと地所を吸収合併することとしました。

2 実施した会計処理の概要

当行が株式会社みなと地所より受入れた資産及び負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。

また、当行の財務諸表上、当該子会社株式の帳簿価額と増加株主資本との差額である抱合せ株式消滅差損については、貸倒引当金戻入益と相殺しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	—	—

4 【その他】

該当事項なし。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

株式会社みなと銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 谷 紀 之 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 常 本 良 治 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

株式会社みなと銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 谷 紀 之 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 常 本 良 治 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月19日

株式会社みなと銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 谷 紀 之 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 芝 野 稔 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、負債計上を中止し利益計上した預金について、将来の払出見込額を預金払戻引当金として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月19日

株式会社みなと銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中 谷 紀 之 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 芝 野 稔 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、負債計上を中止し利益計上した預金について、将来の払出見込額を預金払戻引当金として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月27日

【会社名】 株式会社みなと銀行

【英訳名】 THE MINATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 藪本信裕

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社みなと銀行大阪支店  
(大阪市中央区瓦町4丁目2番14号 瓦町ビル6階)

※株式会社みなと銀行東京支店  
(東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取籾本信裕は、当行の第10期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。